

東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材の確保が難しい中小企業等が、既存の従業員のスキルアップ、リスキリング等の人材育成を目的とした取組に要する費用の一部に対して、予算の範囲内において東広島市人材育成等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
 - (2) 市内に事業所を有するものであって、今後も市内において事業を継続する意思のある者
 - (3) 市税の滞納がない者
 - (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング」に対して、情報提供等の協力ができる者
 - (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録ができる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
 - (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
 - (6) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 資格取得、研修・セミナーへの参加による人材育成の取組（以下「研修・セミナー等参加型」という。）
- (2) 外部人材を活用して実施する人材育成の取組（以下「外部人材活用型」という。）

2 補助対象事業は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の内、交付決定後に実施するものとする。ただし、令和6年4月1日から令和6年7月12日までに実施する事業については、交付決定前であっても対象とする。

3 前2項の取組において、人材育成の対象となる者（以下「対象受講者」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修・セミナー等参加型 申請する事業所において雇用保険に加入している従業員
- (2) 外部人材活用品型 申請する事業所に従事している役員、従業員

4 前3項の規定にかかわらず、本要綱に基づき実施する事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次に掲げる条件を満たすものであって、別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

- (1) 補助対象期間に契約、申込・実施・支払が完了したもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもの。
- (2) 本事業の対象として明確に区分できるもの。

（補助率及び補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 研修・セミナー等参加型 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額（対象受講者1人に対する補助金の額の総額は、5万円を限度とする）
- (2) 外部人材活用品型 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額

2 同一の申請者に対する補助金の額の総額は、15万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の表に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 人材育成等事業実施計画書（別記様式第2号（その1）又は（その2））
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット 等）
- (4) 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類（研修・セミナー参加型のみ）
- (5) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書 等）

(6) 市税に滞納がないことの証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、補助対象事業ごとに申請することとし、申請回数に上限は定めないこととする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市人材育成等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しない旨を決定したときは東広島市人材育成等支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第6号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 人材育成等事業実施内容報告書（別記様式第9号）

(2) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容が交付決定の内容（第8条第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市人材

育成等支援事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受領した後、東広島市人材育成等支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
(1) 研修・セミナー等参加型	受験料、受講料、研修参加費、教材費（あらかじめ受講案内等で定めがある場合）、旅費交通費（就業規則に定めがある場合）
(2) 外部人材活用型	謝金及び報酬（宿泊費・交通費を含む）、研修開催に係る施設利用料（設備を含む）、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料

別記様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書

東広島市人材育成等支援事業補助金の交付を受けたいので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 実施区分

	区分	備考
	研修・セミナー参加型	人材育成等事業実施計画書(その1)を添付
	外部人材活用型	人材育成等事業実施計画書(その2)を添付

※いずれかに○を付してください

3 市が実施する「経済状況モニタリング調査」への協力及び、市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」への登録に対する協力への同意

同意する。 同意しない。

4 添付書類

- (1) 人材育成等事業実施計画書（別記様式第2号(その1)又は(その2)）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット 等）
- (4) 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類※研修・セミナー参加型のみ
- (5) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書 等）
- (6) 市税に滞納がないことの証明書

--

3 支出経費明細

【手順1】受講者1人当たりの経費及び補助金申請額を算出

費目	内容	対象経費(税抜)／人
		円
		円
		円
対象経費合計 (a)		円
1人当たりの補助金申請額 (b) ⇒(a)×1/2と5万円のいずれか低い額		円

【手順2】受講者ごとに補助金申請額を算出

本補助金 申請履歴	受講者名	雇用 保険 加入	1人当たりの 補助金申請額 (b)※手順1から転記	【2回目以降のみ】 これまでに 交付を受けた 補助金額(c)	補助金申請額(d) ※(b)と5万円-(c)の いずれか低い額
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		<input type="checkbox"/>	円	円	円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		<input type="checkbox"/>	円	円	円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		<input type="checkbox"/>	円	円	円
交付申請額(e) ※(d)の合計と15万円のいずれか低い額					円

※(c)は、本補助金（研修・セミナー参加型）の申請が2回目以降の受講者のみ記入

※必要に応じて行を挿入してください。

【手順3】交付申請額の確認 ※本補助金の申請が2回目以降の申請者のみ記入

今回の補助金交付申請額(e) ※手順2から転記	円
これまで交付を受けた本補助金の総額(f) ※「研修・セミナー参加型」及び「外部人材活用型」を両方とも利用している場合は合算してください	円
確認後の交付申請額 ※(e)と15万円-(f)のいずれか低い額	円

別記様式第2号(その2) (第6条関係)

人材育成等事業実施計画書(外部人材活用型)

1 申請者の概要

氏名又は名称			
代表者の 役職及び氏名			
所在地	(〒 -) 東広島市		
業種			
資本金		従業員数	
電話番号			
メールアドレス			

2 計画の内容

(1) 実施期間 【 ~ 】
(2) 人材育成の内容

(3) 効果（見込み）

3 支出経費明細

【手順1】 費目ごとに経費を整理して交付申請額を算出

費目	内容	対象経費（税抜）
		円
		円
		円
		円
		円
対象経費合計(a)		円
交付申請額(b) ※(a)×1/2と10万円のいずれか低い額		円

※必要に応じて行を挿入してください。

【手順2】 交付申請額の確認 ※本補助金の申請が2回目以降の申請者のみ記入

今回の補助金交付申請額(b) ※手順1から転記	円
これまで交付を受けた本補助金の総額(c) ※「研修・セミナー参加型」及び「外部人材活用型」の双方を利用している場合は合算してください	円
確認後の交付申請額 ※(b)と15万円-(c)のいずれか低い額	円

誓約書兼同意書

東広島市人材育成等支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所
名 称
代表者の氏名

別記様式第4号（第7条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市人材育成等支援事業補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

市長が、この事業の内容、収支の状況等を調査するために帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。

別記様式第5号（第7条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市人材育成等支援事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け指令東広産 第 号で交付決定を受けた東広島市人材育成等支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 交付申請額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更（中止・廃止）の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

別記様式第7号（第8条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市人材育成等支援事業補助金の計画については、次のとおり承認したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 補助金の交付の条件

令和 年 月 日付け指令東広産 第 号の補助金交付決定通知書のとおり。

別記様式第8号（第9条関係）

令和 年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令東広産 第 号で交付決定（変更決定）を受けた東広島市人材育成等支援事業補助金について、補助事業が完了したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

- 1 人材育成等事業実施内容報告書（別記様式第9号）
- 2 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

人材育成等事業実施内容報告書

1 実施した事業

(1) 実施内容	
(2) 成果及び今後の経営上にもたらす効果	

(1) 研修・セミナー参加型 ※研修・セミナー参加型のみ記入 (単位：円)

研修番号	費目	内容	対象経費（税抜）
			円
			円
			円
			円
			円
対象経費合計			円
補助金申請額(A) ⇒対象経費合計×1/2（上限15万円）※千円未満切捨て			円

※必要に応じて行を挿入してください。

〈研修・セミナー等一覧〉

研修 番号	名称	実施日
①		
②		
③		

〈受講者一覧〉

氏名	雇用保険	研修番号 ※該当するもの を全て記入	対象経費(a)	補助金申請額 (a)×1/2 ※上限5万円
	加入		円	円
	加入		円	円
	加入		円	円

(2) 外部人材活用型 ※外部人材活用型のみ記入

(単位：円)

費目	内容	対象経費 (税抜)
		円
		円
		円
		円
		円
対象経費合計		円
補助金申請額(B) ⇒対象経費合計×1/2 (上限10万円) ※千円未満切捨て		円

※必要に応じて行を挿入してください。

※費目は、実施区分及び費目一覧から選択してください。

◆交付申請額確認表

実施区分	申請額	上限額
(1) 研修・セミナー参加型(A)	円	≦15万円
(2) 外部人材活用型(B)	円	≦10万円
交付申請額 ⇒(A)+(B)	円	≦15万円

別記様式第10号（第10条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け指令東広産 第 号で交付決定（変更決定）した東広島市人材育成等支援事業補助金について、令和 年 月 日付けで提出のあった東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定（変更）額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

令和 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市人材育成等支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令東広産 第 号で額の確定通知を受けた東広島市人材育成等支援事業補助金について、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
2 振込先

金融機関名	銀行・金庫				支店・本店			
店 舗 名	農協・組合				支所・出張所			
預 金 種 別	普通・当座							※ 右詰めで記入
口 座 番 号								
フリガナ								
口座名義人								